

エジプト革命以後の新体制形成過程における

軍の役割

鈴木恵美

はじめに

チュニジアで二三年にわたり大統領を務めてきたベン・アリ政権が崩壊したことに触発され、エジプトでも反ムバラク抗議デモが全土に拡大した。デモ開始から一八日経った二月一日、副大統領のオマル・スレイマーンは、ムバラク大統領が国務に関する行政 (idara shu'un al-hikm) を軍最高評議会 (al-Majlis al-Ali li-Quwwat al-Musallaha) に委ね、辞任したと発表、以降、憲法改正、議会選挙を経て最終的に新大統領が選出されるまでの期間、軍最高評議会が国政の舵取りをすることとなった (一月二五日革命)。

ムバラク辞任の翌日には、軍最高評議会は今後の新し

い政治体制の展望を発表、与党国民民主党が議席の八六%を占める人民議会は解散され、三権のなかでは司法のみが停止あるいは改編されず存続することとなった。

これまでのエジプト軍は、たびたびクーデターを起こして政治に介入するトルコ軍とは異なり、ごく稀な事例を除いて政治には関与してこなかった。新体制の枠組み作りの過程で、各勢力の意見の調整が難航し、民政移譲が遅れる傾向にあるが、軍最高評議会ではできるだけ早く民政移譲を行う意思を繰り返し表明している。やがては政治領域から撤退し本来の国防の任に戻っていく軍が政治の表舞台にする革命後のわずかな時は、その政治に対する理念、理想とする国家像を知る上で非常に貴重な期間である。本稿は、ムバラクの辞任から原稿の執筆時である二〇一一年六月末までを考察の対象とし、軍最高評議会が描いた新しいエ

ジプトとはいかなるものか、新しい政治制度の構築過程における軍最高評議会の果たす役割を考察する。

I 政策決定のアクター

具体的な考察に入る前に、新しい体制作りにおいて重要な役割を果たしているアクターの概略を述べる。

1 軍最高評議会

軍最高評議会はムバーラクの辞任により、にわかに注目を浴びることとなった。同評議会は、四軍の最高司令官である共和国大統領のもと、参謀総長をはじめとする陸海空の参謀や司令官など計一八名で構成されており、緊急時のみ召集されてきた。

一月二五日に始まる抗議デモを受けて招集された最初の軍最高評議会は、ムバーラクが辞任する前の二月九日、大統領が臨席して開催された。ムバーラク辞任後の二月一日以降は大統領不在の状態、元帥で国防大臣のムハンマド・フセイン・タンターウィーが議長を務めている。タンターウィーは一九三五年生まれでヌビア系の先祖を持つといわれ、一九五六年に陸軍士官学校を卒業、一九九一年

から国防大臣、一九九三年からは軍の元帥に就いている。二〇年という長期にわたってムバーラクがタンターウィーを国防大臣に任じていたのは、空軍出身のムバーラクが、自身の基盤とする空軍の約八倍近くの要員規模を持つ陸軍を掌握するためであったというのが一般的な観測である。ムバーラクは最終的に軍に引導を渡される形で辞任しているが、革命後の軍最高評議会が陸軍出身者が大きな影響力を持っているという指摘はこれまでにみられない。

2 青年革命連合

カイロのタハリール広場に集まり、ムバーラクを辞任に追い込んだ勢力は、既存の政党や宗教組織、近年新しく結成された民主化運動など、あらゆる勢力を包摂していた。これらのなかで比較的大きな役割を果たしたのが「四月六日運動」、フェイスブックの「我ら皆がハーリド・サイード」ブログに共鳴する若者たち、「変化のための国民団体」など、中産階級出身の若い世代を中心に、インターネットや携帯電話などの新しい情報機器を媒体に集結した勢力であった。

革命後、これらの新しい勢力は、新しい政治体制に自分の意見を反映させるため、ムスリム同胞団を含む複数の政治組織の青年部、著名人や文化人なども加えて「青年革

命連合」(Tilaf Shabāh al-Thawra: Coalition of the Youth of the Revolution) を結成した¹⁾。そもそも、上記のそれぞれの勢力あるいは組織は、指導者個人のリーダーシップに従って行動する傾向があり、組織内で必ずしも同じ理念や考え方を共有しているわけではない。この革命連合は、組織というより指導者らによる、ゆるやかな連合体と考えるのが適切であろう²⁾。

一方、組織間の連携が比較的強い連合体も存在する。それが、六月一四日に設立された「エジプトのための国民連盟」(al-Tahāfut al-Watani min Aji Misr: National Coalition for Egypt) である。ムバーラク政権下で政治活動が認められていたワフド党、明日党、タガンムウ党、ナセリスト党などの既存の政党と、革命後新たに設立されたムスリム同胞団を母体とした自由公正党、元ムスリム同胞団員が結成したワサト党、イスラーム急進派政党のヌール党、カラマ党などを含む計一八の政党で構成されている(二〇一一年六月末時点)。

3 司法

エジプトの司法は、三権分立を尊ぶ気風の判事が多く、行政府に対して比較的自律を保っているといわれてきた。そのため、これまでの権威主義政権においては、最高憲法

裁判所や行政裁判所が出す判決が、堅固な権威主義政権の支配に抵抗する唯一の合法的手段であった。

とはいえ、政権にとって不利な判決は必ずしも履行されず、しばしば政府によって黙殺されてきた。しかし、ムバーラク政権の後期になると、二〇〇五年に実施された議会選挙の不正を告発して罷免された判事を擁護しようとする法曹界全体で政府と対峙するなど、行政府の介入に強く抵抗する姿勢が一段と顕著となっていた。ムバーラク辞任後に素早く旧政権の不正を排除しようと立ち上がったのもまた司法であった。

II 新体制形成過程にみる各アクターの関係

ムバーラクの辞任直後から、I章であげた各アクターは新しい体制作りに向け動き始めた。以下では、1において政策の決定過程における各アクターの関係を示し、2では国民と軍が共有するイデオロギーであるエジプト・ナシヨナリズムを取り上げる。

1 各アクターの関係

まず指摘しておきたいのは、ムバラクから全権を移譲された軍最高評議会は、超法規的な手続きで新体制作りを行っているということである。ムバラクが辞意を表明した後に軍最高評議会が発した声明文では、軍最高評議会がムバラクから委譲された権限は、「大統領の権限」ではなく憲法上も具体的に定義されていない「国務の運営」となっている。軍最高評議会は、超法規的手段を用いないかぎり短期の改革は不可能であることを鑑み、あえて権限の領域が曖昧な「国務の運営」という表現を用いたと思われる。

さて、ムバラクが「国務の運営」という権限を移譲することが、法的に問題があるか否かはさておき、いざいにして軍最高評議会の指導の下、新しい政治制度の枠組み作りが始まった。軍最高評議会がこれまでの政権と最も異なる点は、国民の世論に対して非常に敏感だということである。インターネットや情報端末を駆使して容易に大規模デモを実施し、為政者に圧力をかけることが可能となった現在、軍最高評議会は、フェイスブックに専用ページを開設して国民からの意見や質問を受けつけている。同時に、革命連合や国民連盟を構成する団体とも積極的に協議する

を受けて出されたものかを判断する材料はないが、おそらく軍の要請なしに各裁判所が独自に判断して決定を下したものと思われる。

以上のように、二〇一一年六月末までの段階では、軍最高評議会は革命連合あるいは世論の要求の大半を受け入れる形で新しい政策を発表してきた。ただし、これまで実施

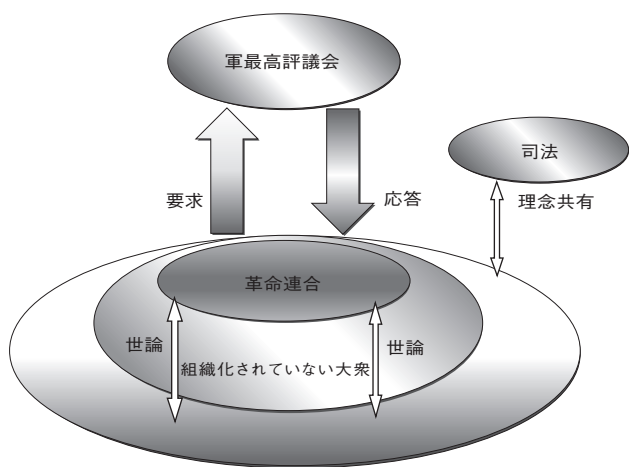


図1 政策決定過程における各アクターの関係

(出所) 筆者作成。

機会を設けている。

一方、直接対話やデモを実施するなどして、要望を政策に反映させるよう軍最高評議会に強い圧力をかけているのが革命連合である。図1は、政策が決定される過程の各アクターの関係を表したものである。ムバラクの辞任以降、基本的には革命連合が国民の世論を汲み上げる形で軍最高評議会側に要求を提示し、それを軍最高評議会が受け入れるという流れで新しい政策が決定されてきた。

注目されるのが司法の役割である。ムバラクの辞任以降、行政裁判所を中心とする判事らは、これまでムバラク政権に対して起こされていた訴えに次々と判決を下している。検察当局もまた、ムバラク時代の要人を不正蓄財で起訴している。革命連合と司法は、汚職追放、政党政治の実現、公正な社会と政党政治の実現という理念を共有しているようであり、司法は結果として、革命連合や世論の要望が実行されるよう擁護する機能を果たしているといえる。たとえば、最高行政裁判所は四月一六日に旧与党国民民主党の解散とその資産を国庫へ返還するよう判決を下した。また六月二八日も、全国の一七五〇カ所以上の地方議会を解散する裁定を下している。これは、今後実施される議会選挙の前に、議席のほとんどを旧与党が独占する地方議会を解散して、その復権の機会を潰すことを意図したものと思われる。これらの判決が、軍最高評議会の要請を

された政策のなかには、軍が主導的に進めたものもみられる。それらを明確に区別することは難しいが、その試みは、次のⅢ章で行うこととする。

2 エジプト軍とナシヨナリズム

一八日間にわたった国内の動乱は、本来なら政権の側にあるはずの軍が最終的に国民の側につくことで終結した。紙面に限られるため、軍が最終的にムバラクを辞任に追い込んだ理由についての考察は他稿に譲るとし、ここでは軍と国民の間で共有される愛国主義、エジプト・ナシヨナリズム（ワタニーヤ）に注目したい。

エジプト軍は、近代的軍隊として成立した一九世紀初頭以降、しばしばナシヨナリズムが作用したと思われる政治的な行動を取ってきた。たとえば、一八八二年に起きたオラービー革命である。これは、アフマド・オラービー大佐が、イギリスによる支配やトルコ系エリートに優遇された社会政治構造の是正を唱え、全国の名望家層の支援を受けて蜂起したものである。この蜂起はイギリス軍によって鎮圧されたものの、その後のナシヨナリズム運動の源流となっている。また、一九七七年に起きた食糧暴動も注目し値する。経済の門戸開放政策を実施したサーダート政権は、IMFの指導を受けて小麦や米、食用油などに対する

補助金を削減、それによりパンの価格が上昇し、エジプト全土において食糧暴動が発生した。この暴動は、タハリール広場に軍が展開したことを受けてサードが補助金の削減を撤回し、終息に向かった。

歴史的に、エジプト軍が守護してきたのは国家の主権であり、政権を守護するのは内務省管轄の秘密警察や治安警察の役割であった。共和制を樹立した一九五二年七月革命以来の政治秩序の崩壊という危機に際し、軍の元帥が自らデモ隊が集結するタハリール広場に向いて国民と対話を試みたり、ムバラク政権の崩壊後に新しい政治制度を模索する姿勢には、エジプト軍が内包するナシヨナリズムの一端がみてとれる。

Ⅲ 軍最高評議会による新体制の 枠組み作りの特徴

軍最高評議会が目指す、これまでの与党国民民主党を中心とした国家体制に代わる新たな体制とはいかなるものだろうか。軍最高評議会がこれまで発表した政策を、社会と政治の環境づくりと政治制度改革という二つの側面からみる。

1 環境作り

軍最高評議会は、新しい体制の構築に向けた環境づくりとして、汚職の追放と政治犯の釈放を実施している。

汚職追放

ムバラク政権崩壊後、最初に着手したのが、革命の主要な要因となった前政権の汚職に対する追及である。ムバラクの辞任から六月末までに、ムバラクを含めた前政権の閣僚、実業家など多くが起訴されている。最初に起訴されたのは、治安警察を統括し、体制が崩壊する直前にデモ隊への発砲を命じたとされる内務大臣、閣僚のなかでも巨大な利権を持つ役職である観光大臣と住宅大臣、そして、旧与党中央書記兼政治局員で、中東地域における鉄鋼最大手イッズ鉄鋼の所有者アフマド・イッズである。イッズはムバラクの後継者とされた次男ガマルの側近で、一九九〇年代以降のエジプトの市場経済化の帰結であるクローニーキャピタリズムの象徴とされた人物である。その後、首相、広報大臣、財務大臣、人民議会議長など旧体制で長期間役職にあった閣僚や、政権の保護のもとで不正取引を行っていたとされる政商が短期間で次々と起訴された。前政権の汚職追及、とくにガマルの側近の起訴については、軍最高評議会も概ね賛同していると思われる。しか

し、革命連合が強く求めているムバラクに対する起訴には当初消極的な姿勢を示していた。このムバラクに対する訴追については、IV章1節において考察する。

政治犯の釈放

軍最高評議会の実施した政策のなかで特筆すべきは、ムバラク政権が一貫して弾圧してきたイスラーム急進派や武装主義組織に属する政治犯の大量釈放である。ムバラク辞任のわずか九日後の二月二〇日には、サラフィー・ジハードやタクフィールワルヒジュラに加え、一九八一年にサード大統領の暗殺に加わり、一九九〇年代に外国人や政府高官を殺害するなどの行為を繰り返したイスラーム集団やジハード団などの複数のイスラーム武装主義組織に属する政治犯一〇九名が釈放されている。二月二四日にはジハード団やサラフィスト系組織の政治犯四二名、三月七日に三四名、シナイ半島北部の刑務所では八四〇名、三月二日にはムスリム同胞団の副最高指導者で二〇〇八年に懲役七年の刑を受けたハイラト・シャヤティルが釈放されている。さらに驚くべきは、一九八一年にサード暗殺を執行したジハード連合の精神的指導者とされ、刑期を終えても釈放されなかったアブド・アル・ズムルと弟のタレク・アル・ズムルの釈放であった。これまで釈放された政治犯の正確な数は不明であるが、その総計は千単位に及ぶと思われる。³

2 政治制度改革

軍最高評議会がこれまでに着手した政治制度改革は、憲法と政党法の部分改正に大別することができる。

憲法の部分改正

ムバラクの辞任後、大統領の不在、国会に当たる人民議会と立法権のない諮問評議会という二つの議会が停止された状態のなか、軍最高評議会が最初に着手したが、停止された憲法の改正であった。改正に当たってエジプト国民を驚かせたのは、ムバラクの辞任からわずか四日後に、軍最高評議会が改正草案を作成するために任命した「二〇一一年エジプト憲法再考委員会 (Tajma Murāja al-Dustūr al-Misriya 二〇一一)」の顔ぶれであった。この委員会は、著名な学者でイスラーム主義勢力に理解があるタリク・ビシュリー判事を委員長に、憲法学者、裁判所判事、法律家など計八名で構成されていた。注目されるのは、このなかにムスリム同胞団の主要なメンバーで二〇〇五年の議会選挙で国会議員に当選した法律家、スプヒー・サーリハが含まれていたことである。サーリハは、選挙では旧与党とムスリム同胞団の間で熾烈な争いが展開されることで知られるアレキサンドリア県ラムル地区選出で、議会で躍進するムスリム同胞団の象徴的存在でもあった。こ

これらの点から、軍最高評議会は政治を司ることになった最初の段階から、歴代政権が弾圧し続けてきた宗教勢力に対して大幅に歩み寄る姿勢を見せたといえる。

憲法のなかで改正されることになった内容は以下の通りである。大統領の権限については、大統領任期は六年から四年に短縮、これまで制限のなかった多選については三選が禁止され、任期は八年までとされた。そして、就任以来三〇年にわたって不在であった副大統領職は、大統領選出後六〇日以内に任命されることとなった。

大統領選挙については、三〇名の人民議会議員による推薦があれば無所属でも立候補が可能と改正された。これまでの人民議会議員六五名、諮問議会議員二五名、県議会議員一四〇、合計二三〇名の推薦が必要だった旧条項と比較すると大幅な緩和といえる。

選挙そのものについては、旧条項では投票の監視は、警察と、政府によって任命される委員で構成される高等選挙委員会によって実施されると規定していたが、新政党法では判事によって監視されるものと改正された。また、国会議員の資格を剥奪するかどうかの審議は、議会が特定の政党によって占められた場合の対策として、議会から最高裁へと移された。ムバラク政権の強権支配を法的に支えてきた令状なしの逮捕を可能にする非常事態法は、現在の二年ごとの議会における承認から、施行期間を最大六ヵ月と

し、延長する場合は国民投票に掛けるとされた。これにより、一九八一年のサード暗殺時から施行されてきた非常事態法は、事実上廃止されることになった。

政党法の改正

政党の扱いについても大幅な改革が実施された。エジプトは、制度としては一九七七年から複数政党制を導入している。しかし、政党の設立は政党法（一九七七年第四〇号法）によって規定され、政府によって任命される委員で構成される政党委員会による審査を経るよう義務付けられてきた。つまり、複数政党制を採用しながら、政府に脅威となる恐れのある組織は政党として認可されないという仕組みである。この事態を正すため、軍最高評議会は三月二八日、書簡第一二号を発表して改正政党法の中身を公表する。この改正は、憲法のような草案検討委員会が組織されることなく、いわば軍最高評議会が改正政党法を一方的に宣言することで成立している。この改正政党法の成立により、政党設立を審議する政党委員会の構成員は、政府による任命から、最高裁の第一副裁判所長（委員長）、高等司法評議会によって選ばれた最高裁判所長二名、高等司法評議会によって選ばれた二名の高等裁判所長、特別会議によって選ばれた国家評議会の副議長二名という、裁判所の判事を中心に構成されることになった。

改正された政党法のなかで最も注目されるのが、宗教を

基盤とした政党に関する規定である。旧政党法では、宗教

を基盤とした政党は禁止されていた。改正政党法についても、これまで同様否定された。しかし、政党の認可の段階になると政党委員会は事実上、宗教を基盤とした政党を認めている。たとえば、二月一九日には、一五年間にわたり政党の設立申請が却下されていた元ムスリム同胞団員によって結成されたワサト党が政党として認可された。そして、事実上のムスリム同胞団の政党である自由公正党もまた認可を受けている。六月になると、サラフィスト（イスラム超保守派）によってヌール党が、そしてジハード団が、カマル・アル・サイード・ハビーブを党主に、コプト教徒や女性の入党も認める安全開発党を結成している。

以上の通り、憲法改正委員会のメンバーにムスリム同胞団員が含まれていること、イスラム武装主義者とされた政治犯の大量釈放、事実上の宗教政党の認可などを鑑みるに、軍最高評議会は宗教勢力による政治活動に一定の理解を示していると結論づけることができる。エジプトは、アラブ諸国のなかでも生活に宗教が根付いている国である。にもかかわらず、これまで宗教を基盤とした政党が認められてこなかった。軍最高評議会による事実上の宗教政党の容認は、必然であったのかもしれない。

IV 譲歩する軍最高評議会

軍最高評議会による新しい政治体制の枠組み作りは、概ね国民の要求と一致している。しかし、行政府の人事やムバラクに対する裁きの姿勢、その手順などをめぐっては両者の間でしばしば意見が対立していた。そして、抗議運動が激化した末、最終的に軍最高評議会が譲歩するに致している。

1 これまでの譲歩

ムバラク辞任以後、エジプト社会が新しい体制の構築に向け動き出すなか、軍最高評議会は政変中にムバラクによって任命された元空軍大将のアフマド・シャフィークを首相として留任させた。反革命の動きを警戒した革命連合は、首相の辞任要求を強めていく。ムバラク辞任から約三週間後の三月四日、革命連合は軍最高評議会に対して首相候補として三名を提示、軍最高評議会が首相に選んだのがイサーム・シャラフ元運輸大臣であった。以降、革命連合から軍最高評議会に対する要求はいっそう強まってくる。以下、これまで軍が譲歩した主なものをあげる。

ムバラク一家の不正蓄財と

政変中の犯罪行為に対する調査と起訴

革命連合と軍最高評議会の関係は、革命連合が求めた憲法の部分改正否決が国民投票により却下されて以降、次第に悪化していた。遂に両者の関係の悪化が表面化する出来事が四月八日に発生する。革命連合は、かねてからムバラク一家の起訴を求めていたが、この要求が大規模なデモにまで発展すると、若手将校が軍から離脱、デモ隊側に合流したのである（以下IV章2節で詳述）。この事件を受けて、軍は四月一三日にフエイズブツク上に軍最高評議会書簡第三五号を発表し、ムバラクとその家族の不正蓄財と政変時における国民に対する弾圧について、本格的に調査することを国民に約束した。最初に糾弾されたのはムバラクの二人の息子であった。二人は同日、滞在していた紅海沿岸のリゾート地シャルメルシエイタからカイロに移送され、起訴されている。息子のカイロへの移送という事態を受け、ムバラク夫人のスーズン^{*}は、個人財産を国に返納することで起訴を免れた。ムバラクについては、取り調べを受けた五月一二日から体調不良を訴えて入院する事態となったが、検察当局は五月二四日にはデモ隊に対して暴力を行使した容疑で出廷を命じている。しかし、軍最高評議会は有罪となれば死刑判決が下されるこの案件に対しては、ムバラク本人の体調不良を理由に、カイロへ

の移送を再三拒否している。第四次中東戦争の功労者であり、大統領として長年軍の最高司令官の座にあったムバラクを裁判の場に立たせ糾弾することには、おそらく軍最高評議会としても避けたいであろうし、さらには闇に包まれた軍の利権を守る意味でも都合が悪いというのが考えられる理由である。

キリスト教コプト派知事の人事撤回

軍最高評議会は、革命後にいくつかの県の知事を新たに任命しているが、新たに任命されたエジプト南部ケナー県の知事はキリスト教コプト派であった。すると、四月四日には知事の辞任を求めるイスラーム教徒の住民による大規模な抗議デモが発生、軍最高評議会はいったんは住民の求めを拒否したが、怒った住民が鉄道を閉鎖するなどデモが拡大した。軍最高評議会は、デモに宗教勢力が多く参加していたことから、革命以後激化するイスラーム教徒とコプトの武力衝突が全土に波及することを恐れ、遂に同月二五日には知事の権限停止を発表、新たにイスラーム教徒の知事を任命することで一〇日以上続いた南部エジプトの混乱を収束させた。

2 譲歩する理由

軍最高評議会在、国民からの要求に譲歩し続けている理

由として考えられるのは二点ある。一つは、国民からの期待に心えられないことで軍の名声と信頼が失墜すること、あと一つはエジプト・ナシヨナリズムが高揚している現在、国民の要求が受け入れられない場合は、青年将校による離反、さらにはクーデターが発生する可能性が高まるというものである。

ムバラクを辞任に追い込んだ民主化勢力の中心となったのは、二〇代、三〇代を中心とした比較的若い世代である。政権側とデモ隊が対峙するなか、将校のなかにはデモ隊側に加わる者があった。そして革命の達成によってさらにエジプト・ナシヨナリズムが高まると、青年将校によるクーデターの可能性はいっそう高まったと思われる。

これを端的に表す事件が、四月八日から九日早朝にかけて発生した青年将校による軍からの集団離反であった。四月八日、タハリール広場においてムバラクとその家族の起訴を求める大規模なデモが発生したが、この抗議デモに「誇りある軍将校団 (Zubūr al-Jaish al-Shurafī)」と名乗る中尉を中心とする青年将校十数名が合流、軍に対し要求を突きつけたのである。青年将校が声明文を読み上げ、その後鎮圧されるまでの様子は、デモ隊によって撮影され、インターネットで公開された。その要求内容は、(一) 軍最高評議会の解散、(二) タンターウィー軍最高評議会議長 の辞任、(三) 文民最高評議会の結成、(四) 政変時に国

民に対して暴力の行使を命じた責任者の究明と早期の裁判である。この映像のなかで、青年将校らは理想とする新体制に対する自らの思いを述べているが、特徴的なのは彼らの主張のなかに「人民 (Sha'b)」という言葉が多く引用されていることである。本事件の青年将校のように、軍人としてよりも、一人のエジプト人民としてのアイデンティティーが勝る青年将校は他にも多く存在すると思われる。このクーデターのな離反に対して、軍は強制排除に乗り出して事態を收拾した。そして、軍報道官は「誇りある軍将校団」と称した者達は軍服を着てはいるが本物の軍人ではないと述べ、軍内部の規律の乱れを否定した。^{*}

先述の通り、この事件の発生の後、軍最高評議会はムバラク一家を不正蓄財やデモ弾圧の容疑で取り調べる声明を発表、検察当局が長男アラアと次男ガマールをカイロへ移送し起訴することを黙認した。

おわりに

これまで軍最高評議会が実施してきた政策は、さまざまにイスラーム勢力による政治活動を活発化させることになった。エジプト人は元来非常に宗教心篤い国民で、軍人のなかにも個人として信仰深く、宗教勢力に理解のあるも

の多い。現時点で明白なのは、エジプト軍はトルコ軍のような世俗主義を是とする存在ではないということである。また革命によって高揚したエジプト・ナシヨナリズムは、反イスラエル運動の形で具現化される傾向にあるアラブ・ナシヨナリズム(カウミーヤ)を高揚させた。革命後、エジプト軍は一九七九年のイラン革命以来初めてイラン軍艦のスエズ運河通過を認め、イスラエルを震撼させた。国民レベルでは、イスラエルへの天然ガス輸出を差し止める世論が高まるなど、両国の関係は徐々に悪化する方向に向かっている。軍最高評議会が最初の道筋をつけた新しい政治体制は、将来的に、アメリカとの良好な関係を基盤にしている軍の利害と反する結果を招く可能性も排除できない。

国民が、支配者に大きな圧力をかけるにはデモという名の路上占拠が有効であることを学んだ現在、今後いかなる人物が大統領に就任しても、世論にひどく敏感な政府になるだろう。国民の要求と国益は、必ずしも一致するものではない。時には感情的になる世論を抑えることができるのか、難しい舵取りは新体制下で選出される大統領に委ねられることになる。

* ④ <http://www.almasryalyoun.com/default.aspx?Issued=2101>
(二〇一一年四月一〇日)

●参考文献

- Moustafa, Tamir (2007) *The Struggle for Constitutional Power: Law, Politics, and Economic Development in Egypt*, Cambridge University Press.
- Nathalie Bernard-Maugiron (ed.) (2008) *Judges and political reform in Egypt*, American University in Cairo Press.
- <http://www.facebook.com/Egyptian.ArmedForces>. (二〇一一年七月一〇日)
- <http://www.facebook.com/Revolutioncoalition>. (二〇一一年七月一〇日)
- <http://www.fhnc-eg.org/main.html>. (二〇一一年七月一〇日)
- <http://www.facebook.com/EJShahed>. (二〇一一年七月一〇日)

(ササキ・えみ／早稲田大学イスラーム地域研究機構)

●注

- *1 この連合に参加している人物は、「我ら皆がハーリド・サイド」のブログ立ち上げ者でグーグル中東の販売部門責任者ワイル・ゴニーム、映画製作者アムル・サラーム、「四月六日運動」の主催者であるアフマド・マーヘル、アスマ・マハフーズ、「元IAEA事務局長アルリバラディー」を支持する集団」のメディアコーディネーターであるアブドゥルラフマン・サミール、民主前線党のシャーディー・ガザリー・ハルブ、アムル・サラームなどである。
- *2 革命連合については連合のフェイスブックを参照(<http://www.facebook.com/Revolutioncoalition#/CoalitionOfYouth.Revolution?sk=info>)。
- *③ <http://www.cageprisoners.com/our-work/opinion-editorial/item/1825-egypt-some-progress-on-the-release-of-political-prisoners-and-dismantling-the-security-state?tmpl=component&print=1> (二〇一一年三月七日)
- *4 二月九日にアフマド・シャフイク首相によって設立された、一月二五日から二月九日までの政変中に発生した衝突について事実関係を調査する事実究明調査委員会 (Janat al-Tahqiq wa T'agassit al-Haqiq) は、ムバラク辞任後も調査を継続している。
- *5 五月二八日、カイロの行政裁判所はムバラクが政変中にインターネットの遮断を命じたことで国家の経済に損害を与えたとして有罪の判決を言い渡し、罰金二億エジプトポンド(二〇一一年六月の為替レートで約三〇億円)の支払いを命じた。